

2. 方法書及び準備書に対する意見書等の概要

2. 方法書及び準備書に対する意見書等の概要

2.1. 方法書に対する市民等の意見の概要

本事業における環境影響評価方法書は、仙台市環境影響評価条例第8条第1項に基づき、平成27年1月19日から平成27年2月18日までの1ヵ月間、縦覧に供された。

意見の提出期間となる平成27年1月19日から平成27年3月4日までにおいて、環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見書が1通（意見は3件）提出された。意見の概要は、以下のとおりである。

(意見1)

方法書では、供用後の自動車の走行が評価項目に選定されていませんが、供用後の車の渋滞は大きく環境を損ねます。供用後の交通量の増大により周辺の交通渋滞がさらに悪化することを防ぐため、以下の内容を要望します。

- ①都市計画道路宮沢根白石線を、仙台市の現計画のとおり、西へ直進して根白石地区と結んで整備をすること。
- ②開発区域内の都市計画道路である根白石線の上田起点と、北山実沢線の実沢広畑終点をつなぐ道路の整備が実現するよう、根白石地区住民と三菱地所が仙台市に働きかけること。
- ③新設道路の整備並びに主要幹線道路の改良工事、及び交通渋滞を回避して車両が進入している既存の市道、農道の改修工事を実施すること。

(意見2)

工事中及び供用後に、土砂汚泥が新堰水路および銅谷水路に流入しないよう注意してください。

(意見3)

開発地区は根白石中学校に近く、また市道上田桐ヶ崎線は、児童生徒の通学路や生活道路として使用されておりますので、工事期間中の砂ほこり、道路の汚れ、騒音のなきよう充分留意して下さい。

2.2. 方法書に対する市長の意見

本事業における環境影響評価方法書に対する市長意見が、平成 27 年 5 月 19 日に示されている。市長意見は以下のとおりである。

1 全体事項

計画地内に新たな幹線道路を整備することにより、周辺の道路ネットワークに大きな影響を及ぼす可能性があることから、供用後の道路交通量を予測する際には、計画地からの発生集中交通量に加えて、交通経路の変化に伴い生じる計画地内の通過交通量についても考慮するとともに、歩行者等に対する安全性に配慮した道路計画を検討すること。

また、より正確な発生集中交通量を予測するため、最寄り駅からの距離、標高等の区域特性が似ている紫山地区の交通利用状況を把握し活用すること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 本事業により、自然緑地がアスファルト等で覆われることや交通量の増加等により計画地周辺の気温が上昇し、光化学オキシダント濃度が高くなる恐れがあることから、気温上昇の抑制に対する配慮事項を環境影響評価準備書に記載すること。
- (2) 重機の稼働による建設作業騒音については、周辺住民との環境コミュニケーションの観点から、時間率騒音レベルに加え、等価騒音レベルも予測すること。
- (3) 供用後の自動車走行に伴う騒音は、計画地周辺の沿道のみならず、計画地の最寄り駅である地下鉄泉中央駅付近にも影響を及ぼす可能性があることから、既往のデータの活用等により当該場所への影響を予測・評価すること。
- (4) 道路交通騒音の影響については、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度ではなく、原則、環境基準により評価すること。

(水環境)

- (5) 供用後の生活污水の排水計画を環境影響評価準備書に記載すること。

(土壌環境)

- (6) 計画地内には土砂災害危険箇所が存在すること、また、地球温暖化の進行に伴い仙台市域においても集中豪雨の増加が懸念されることから、土砂災害対策については、常に最新の基準等の情報を収集の上、自然環境や景観への影響に配慮しつつ、慎重に検討すること。

(植物、動物及び生態系)

- (7) 平成 12 年時の環境影響評価における現地調査結果（以下「平成 12 年調査結果」とする。）によれば、本事業により埋め立てられると計画されている沢部には希少な植物や水生動物が確認されていることから、現地調査結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、その検討経緯と合わせて環境影響評価準備書に記載すること。
- (8) 植物の現地調査にあたっては、方法書に示された踏査ルートを基本としながら、その周辺についても平成 12 年調査結果や現況の植生状況を踏まえて調査するとともに、水生植物群落の調査地点として計画地内のため池等を一箇所以上設定すること。
- (9) 植生調査の結果、ススキ群落等のまとまった草原環境が確認された場合には、多くの動物が生息していると考えられることから、必要に応じて当該環境に哺乳類の捕獲調査地点及び自動撮影

調査地点並びに鳥類定点センサス調査地点を追加すること。

また、カエルの生息を確認するため、夏季の夜間調査を実施すること。

- (10) 計画地は、動植物の重要な生息・生育地である「根白石（朴沢，実沢，福岡）地域の里地・里山植生」及び「泉ヶ岳から根白石への緑の回廊」に含まれており，供用後の人の居住・利用により同地域の植物・動物・生態系に影響を及ぼす可能性があることから，配慮事項を検討の上，環境影響評価準備書に記載すること。

(景観)

- (11) 仙台市「杜の都」景観計画を踏まえた景観への配慮方針を環境影響評価準備書に記載すること。

(自然との触れ合いの場)

- (12) 計画地の中央に残置する自然緑地を活かし，住民が身近に自然と触れ合うことができる公園整備を検討すること。

(温室効果ガス等)

- (13) 自然環境を開発することによる代償措置として，温室効果ガス削減に資するスマートシティ等の新たな取り組みを検討すること。

2.3. 準備書に対する市民等の意見の概要

本事業における環境影響評価準備書は、仙台市環境影響評価条例第14条第1項に基づき、平成28年4月11日から平成28年5月10日までの1ヵ月間、縦覧に供された。

意見の提出期間となる平成28年4月11日から平成28年5月24日までにおいて、環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者の意見書が2通（意見は10件）提出された。意見の概要は、以下のとおりである。

(意見1)

2015年5月1日の仙台市環境影響評価審査会での本事業に係る環境影響評価方法書の審議において、「泉パークタウンの既存宅地では、切土・盛土の接点で東日本大震災による被害は出なかったのか」という委員の質問に対し、「地震による被害は比較的小さかったという評価はいただいている。」と事業者より回答している。

しかしながら、泉区紫山地区内では、危険1カ所、危険と思われる5カ所が発生し、1カ所は仙台市によって滑動崩落防止の杭打ち工事が行われた。また、町内会調査では宅地の2割に異状を認め、104世帯から宅地被害状況を受理している。平成23年8～10月には紫山地区内市道が液状化により陥没損壊し、復旧工事をしている。更に紫山二丁目集会所が傾き、小型動的コーン貫入試験機により地盤調査を実施した結果、20mを超える盛土を確認している。紫山地区では、このような20mを超える盛土を湿地帯に施しているところに被害が集中しているようだ。

このような状況を踏まえると、前述の審査会での事業者の説明について、どなたからどのような評価をいただいているのか教えてもらいたい。また、防災・減災の観点から如何なものか。

(意見2)

今回造成するところの東側に活断層があると思われるが、調査はしているのか。

(意見3)

今回の造成地内には地滑り地が存在しているが、どう対処するのか。今回造成するところは段丘堆積物で礫、砂、泥が主の地盤であり、紫山の砂岩よりも軟弱な地盤と思われる。また、仙台防災地図でも土砂災害危険箇所が存在しており、このようなところに宅地造成しても問題は無いのか。

(意見4)

事業の基本方針に、「動植物の為の自然環境を極力保全する」「造成地に於ける緑化を推進することで、人と自然が調和した快適でより良い住環境を提供する」とある。しかし、工事による影響の予測結果には、「樹林を生息地環境としているほとんどの動物種は事業の実施による影響を受け、個体数や個体群の減少・消失が想定される。」と記載がある。矛盾しているのではないかと。

(意見5)

一つの提案だが、公園を中心とした開発が考えられる。

(意見6)

開発区域が隣接している「根白石（朴沢、実沢、福岡）、西田中地区」は、サンショウクイやアオハダトンボなど希少な動植物や、豊かな里地里山生態系のシンボルであるサシバの生息も確認されており、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されているため、開発計画は慎重に行う必要がある。

(意見7)

昨年の七北田川上流の洪水被害は、上流地域における土砂の採取、鉄塔建設に係る樹木の伐採の悪影響と見なされる。

(意見 8)

仙台市の住宅地から見晴らせる、実沢の農地と開発予定地であるなだらかな丘陵が作り上げる里山と背景の県立自然公園は美しい景観を形成しており、この丘陵の稜線が失われることを残念に思う。

(意見 9)

開発区域に「養賢堂」という地名がみられる。「香味敬一（竹窓）」という名の儒者が、養賢堂学頭副役となり、宮床伊達氏の師伝だったと、「宮城県姓氏家系大辞典」に書かれている。その人物が住んでいた場所に、この地名が残されている可能性はないのだろうか。あるいは、その人物が、居所において、その地域の人々に教えたことから、養賢堂という地名が残された可能性はないのだろうか。後で何か資料が発見されたときに、その場所が特定できるようにしてほしい。

(意見 10)

なだらかな丘陵と平坦な農地が織りなす、実沢から開発予定地にかけて、鳥類の渡りや採餌がよく見られる。今後の環境影響評価書において、「オオタカ」「ハヤブサ」「サシバ」「サンショウクイ」などの希少種、昆虫特に「トンボ」類、植生についての記録をしっかりと残してほしい。

2.4. 準備書に対する市長の意見

本事業における環境影響評価準備書に対する市長意見が、平成28年8月9日に示されている。市長意見は以下のとおりである。

1 全体事項

本事業は、本格的な人口減少社会を迎える中において、新たに大規模な住宅地を開発することから、従来の環境配慮にとどまらず、今後のモデルとなるような持続可能なまちづくりを目指すとともに、その旨を事業の目的や方針として環境影響評価書に示すこと。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 工事中の重機の稼働による大気質への影響について、二酸化窒素の最大着地濃度が「仙台市環境基本計画」の定量目標値と同程度と予測され、また、その出現地点の近くに民家が存在していることから、必要に応じて適切な対応を検討すること。
- (2) 工事中の重機の稼働による振動影響を低減するための環境保全措置として、低振動型重機を採用することとしているが、他の事業において低振動型重機を採用することができなかった事例が相次いでいることから、実現の可能性について確認すること。
また、供用後の道路交通騒音を低減するための環境保全措置として、利用促進を図るとしている電気自動車について、その効果を確認すること。

(水環境)

- (3) 既存文献調査において対象事業計画地内に湧水が確認されていることから、本事業による湧水への影響について予測・評価すること。
- (4) 供用後は現況に比べて対象事業計画地内の雨水の地下浸透量が減少すると予測されていることから、本事業による下流河川への影響について、地表水のみならず地中水も考慮した上で、可能な限り定量的に予測するとともに、雨水浸透施設の整備を検討すること。
- (5) 本事業による地下水への影響を低減するための環境保全措置として、対象事業計画地周辺の井戸の利用状況等についてヒアリングを実施し、必要に応じて適切な対策を講じることとしているが、井戸には災害発生時の身近な水源としての役割が期待されていることから、普段の利用状況に限らず、災害時の利用の可能性も考慮しながらヒアリングを実施するとともに、ヒアリング結果並びにその結果に応じた対策の内容を環境影響評価書に記載すること。

(土壌環境)

- (6) 本事業の造成による法面の安定性は確保されると予測しているものの、流れ盤構造の切土法面は斜面崩壊の危険性があることから、切土断面の地質構造を確認すること。

(植物)

- (7) 代償措置として移植を計画している注目すべき植物種については、種によって移植に適した時期や場所が異なることから、詳細な移植計画を立案の上、着実に実施すること。

2.5. 影響評価項目の選定に当たって市長より受けた助言の内容

関係地域の範囲の設定、環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価手法の検討に当たって、市長の技術的助言は受けなかった。